

大津市議会 6月通常会議
重要案件 説明資料

大津市公設地方卸売市場条例の一部を
改正する条例の制定について



令和2年5月22日
産業観光部 公設地方卸売市場管理課

1 条例改正の背景

平成30年6月に改正された卸売市場法は、食品流通において、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直送等の流通の多様化が進む中、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、卸売市場において創意工夫を生かした取組を促進するとともに、流通の合理化と取引の適正化を図る必要があるという考え方に基づいている。

【改正卸売市場法で規定される概要】

- ① 売買取引の原則（遵守事項）
- ② 差別的取扱いの禁止（遵守事項）
- ③ 売買取引の方法（遵守事項）
- ④ 売買取引の条件の公表（遵守事項）
- ⑤ 決済の確保（遵守事項）
- ⑥ 売買取引の結果等の公表（遵守事項）
- ⑦ 都道府県による整備基本方針、整備計画の策定廃止、開設区域の廃止、卸売業務の許可廃止（都道府県の関与減少）
- ⑧ 遵守事項以外のルールを規定する場合には、開設者が取引参加者の意見を聴いて定める

2 条例改正の概要

章	事項	主な規定内容	改正に対する考え方(概要)
1	総則	目的、定義、名称、品目、開場など	用語の定義を各章より移行して明確にする
2	市場関係事業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の基本的な役割など	卸売の業務を行う者は、市長の許可を受けなければならないこととする
3の1節	売買取引の方法等	売買取引の原則、取引ルールなど	<ul style="list-style-type: none"> ・入場業者をはじめとした取引参加者の意見を聴き、実態に合わせた取引ルールを規定する ・改正法で定める遵守事項に沿った規定とする
3の2節	決済の方法等	代金決済の方法など	決済等の規定に関し、市場関係者が当事者間で定める方法により行う規定とする
4	品質管理	生鮮食料品等の品質管理	現行どおり
5	市場施設等の使用	使用指定等、返還、使用料、会議室使用、減免など	現行どおり
6	監督	指導及び助言、報告及び検査、改善措置命令、処分など	取引参加者が卸売市場における業務に関して遵守すべき事項を遵守するよう、市長は必要な指導及び助言をすることができる規定を設ける
7	市場運営協議会	協議会の設置	現行どおり
8	雑則	卸売代行、市場出入、その他制限など	現行どおり

3 条例改正に伴う取引ルール等について

	規定	規定内容	対象者	大津市の考え
取引	受託拒否の禁止	正当な理由なしに販売の委託の引受けを拒んではならない規定	卸売業者	現行どおりとする
	第三者販売の禁止	仲卸業者、売買参加者以外への卸売を禁止する規定	卸売業者	原則禁止とする
	商物一致の原則	市場内物品以外の卸売を禁止する規定	卸売業者	廃止する
	自己買受の禁止	委託物品を自ら買受けることを禁止する規定	卸売業者	廃止する
	直荷引きの禁止	卸売業者以外の者から買入れての販売を禁止する規定	仲卸業者	原則禁止とする
	売買取引の方法	業務規程(条例)で定められた方法で行う規定	卸売業者	卸売については、せり売、入札の方法又は相対による取引の方法とする
決済	決済の方法	代金決済の方法などを規定	取引参加者	市場関係者が当事者間で定める方法により行う規定とする
公表	売買取引の結果等の公表	数量、価格その他を定期的に公表する規定	開設者、卸売業者	法令で定められた内容について公表する規定とする
その他	市場関係事業者	卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の基本的な役割などを規定	市場関係事業者	卸売業者については、「知事の許可」から「市長による許可」に改める。